平成２９年（フ）第２１号
三重県桑名市陽だまりの丘２丁目706番地タプロコート101号、申立時の住所岐阜県瑞浪市薬師町５丁目８番地　レオパレスやまぶき206号
債務者　矢嶋　純子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２９号
岐阜県恵那市大井町405番地５　的ヶ屋敷アパート南館
債務者　小林　東代
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第５６９号
愛知県小牧市小木３丁目203番地
債務者　源口　正子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６３０号
名古屋市名東区平和が丘１丁目110番地の２サンパークマンションＢ棟203号
債務者　大鹿　　堯
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１５号
兵庫県西宮市山口町下山口４丁目16番38号
債務者　鍛治　友和
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２６号
広島市東区牛田新町２丁目１番１―1007号
債務者　平林　真理
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４号
佐賀県西松浦郡有田町戸矢甲1494番地５　グレイス薬師の浦Ｂ103号
債務者　藤崎　郁夫
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第４２号
佐賀県武雄市山内町大字宮野3902番地
債務者　久地石　孝
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第５６号
北海道苫小牧市末広町２丁目９番１号パンシオンメージュウＢ―302
債務者　菅野　宮夫
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２８号
秋田県山本郡三種町鵜川字西本田76番地３ハイツ伊藤６号室
債務者　笠原　順子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１２７号
新潟市東区秋葉１丁目19番３号　清篤苑秋葉13号
債務者　本間　良広
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
石川県小松市今江町７丁目477番地　プレーヌ今江　202、従前の住所石川県加賀市松が岡３丁目20番地26　キングスウェイ01　102号室
債務者　岡田　和希
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第４８号
長野県松本市梓川梓2710番地２　中村アパート101
債務者　北谷　　明
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第７３号
三重県鈴鹿市白子４丁目５番５号　ハイレジデンス白子10Ｂ号室
債務者　黒川　　泰
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８５号
三重県津市中河原2003番地29　市営住宅Ｃ―６
債務者　楠本　秀樹
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８８号
三重県鈴鹿市平田東町６番21号　ＧＲＡＮＤ　ＵＫＥ　ＳＵＺＵＫＡ　1008
債務者　上岡　憲彦
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
津地方裁判所破産係